

各府立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間中の
特別支援学校の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間中において、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒の居場所を確保できない場合について、下記により、受け入れることとしますので、適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 対応

- (1) やむを得ず受け入れる場合の要件について
 - ア 自宅及び福祉サービス等で児童生徒の居場所が確保できない場合
 - イ 発熱や咳等の風邪の症状がないこと
- (2) 受入期間について
令和2年3月5日(木) から臨時休業終了日まで
- (3) 受入時間について
午前9時から午後3時までの間。ただし、学校の状況により異なる。
- (4) 登下校の方法について
保護者送迎とする。
スクールバスでの送迎については、可能となった日から運行することとする。
- (5) 昼食について
弁当持参とする。
- (6) 申し込みについて
児童生徒の居場所を確保できず、やむを得ず受け入れを希望する保護者は、各学校に申し込むこととする。
申し込み方法は各学校で定めることとする。
- (7) 児童生徒の活動
教育課程に基づく授業は行わない。
新型コロナウイルス感染症の感染防止を第一とし、児童生徒が安全に学校での活動が行えるよう配慮した上で、活動を行うこと。

2 その他

教職員の体制により受け入れ人数を制限する場合があること。
医療的ケアが必要な児童生徒についても、感染症のリスクが高い児童生徒に配慮した上で、体制が整う場合は、受け入れることとする。